

特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する  
明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

当 期 中 の 適 用 期 間	1	・ ・	特 定 引 継 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 (11)、(16)、(21)又は(別表十四(六)付表二「6」)	6	円
特 定 適 格 組 織 再 編 成 等 の 区 分	2				
特 定 適 格 組 織 再 編 成 等 の 日	3	・ ・	特 定 保 有 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 (14)、(23)、(28)、(30)、(33)、(36) 又は(別表十四(六)付表二「11」)	7	
特 定 適 格 組 織 再 編 成 等 に 係 る 被 合 併 法 人 等 の 名 称	4				
支 配 関 係 発 生 日	5	・ ・	特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 (6) + (7)	8	

特定引継資産又は特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の計算

(1)の期間における特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額	9	円	(1)の期間における特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額	12	円
(1)の期間における特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	10		(1)の期間における特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	13	
特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額 (9) - (10)	11		特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額 (12) - (13)	14	

特定引継資産又は特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の特例計算

特 定 引 継 資 産			特 定 保 有 資 産			
時額 価が ある 資 産 場 超 合 過	時 価 純 資 産 超 過 額 〔被合併法人等の別表十四 (六)付表一「6」-「7」〕	15	円	時 価 純 資 産 超 過 額 〔当該法人の別表十四 (六)付表一「6」-「7」〕	22	円
	特 定 引 継 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額	16	0	特 定 保 有 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額	23	0
簿 価 純 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	簿 価 純 資 産 超 過 額 〔被合併法人等の別表十四 (六)付表一「7」-「6」〕	17		簿 価 純 資 産 超 過 額 〔当該法人の別表十四 (六)付表一「7」-「6」〕	24	
	引継対象未処理欠損金額の特例計算に おいて特定資産譲渡等損失相当額 から成る欠損金額とみなされた金額 (被合併法人等の別表七(一)付表三「10の計」)	18		控除未済欠損金額の特例計算に おいて特定資産譲渡等損失相当額 から成る欠損金額とみなされた金額 (当該法人の別表七(一)付表三「10の計」)	25	
	前期以前の適用期間における 特定資産譲渡等損失額 (前期以前の適用期間の(21))	19		前期以前の適用期間における 特定資産譲渡等損失額 (前期以前の適用期間の(28))	26	
	特定資産譲渡等損失限度額 (17) - (18) - (19)	20		特定資産譲渡等損失限度額 (24) - (25) - (26)	27	
	特 定 引 継 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 〔((11)又は(別表十四(六)付表二「6」))と(20) のうち少ない金額〕	21		特 定 保 有 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 〔((14)又は(別表十四(六)付表二「11」))と(27) のうち少ない金額〕	28	

事業を移転しない特定適格組織再編成等が行われた場合の特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額の損金不算入額の特例計算

移 過 額 が あ る 資 産 場 超 合	移 転 簿 価 資 産 超 過 額 〔当該法人の別表十四 (六)付表一「7」-「6」〕	29	円	移 転 時 価 資 産 超 過 額 が あ る 場 合	(31) ≤ (32) の場合	特 定 保 有 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額	33	0
	特 定 保 有 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額	30	0			前 期 以 前 の 適 用 期 間 に お け る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 (前 期 以 前 の 適 用 期 間 の (36))	34	
移 過 額 が あ る 資 産 場 超 合	移 転 時 価 資 産 超 過 額 〔当該法人の別表十四 (六)付表一「6」-「7」〕	31			(31) > (32) の場合	特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 限 度 額 (31) - (32) - (34)	35	
	特 例 切 捨 欠 損 金 額 (別表七(一)付表四「10の計」+「12」)	32				特 定 保 有 資 産 に 係 る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 (14)と(35)のうち少ない金額)	36	